

令和元年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：令和元年8月30日（金）13時30分から15時30分まで

○場 所：木津川市役所 第2北別館

○出席者：榎原禎宏委員長、岩瀬佳代子委員、仙田富久委員、市川忍委員、石割康平委員、古川麻里恵委員、谷本和子委員、加藤努委員、浅川千貴委員

教育委員会：森永教育長、竹本教育部長、遠藤教育部理事、志賀教育部理事、藤岡教育部次長兼学校教育課長、松田指導主事

1 開会

2 委員への委嘱状交付（机上配布）

3 教育長あいさつ 森永教育長より

4 委員・事務局紹介

5 事務局説明

（1）木津川市いじめ防止等対策委員会について

資料NO. 1 「木津川市いじめ防止等対策委員会条例」により説明。

本委員会は、平成25年に公布及び施行されたいじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、木津川市教育委員会において設置するものである。

また、学校の求めに応じて本市のいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び施策に関し必要な助言・指導を行い、特にいじめ等による重大事態が発生した際には、教育委員会の求めに応じ調査方針の決定や調査結果の報告にあたるものである。

いじめ防止対策推進法については、資料NO. 6に添付しているのでご参照いただきたい。

続いて、本対策委員会の運営についてであるが、第6条にて会議の成立要件等を定めていく。なお、この対策委員会は情報公開や会議の透明性等の観点から「公開」とすることが、木津川市審議会等の公開に関する規程により定められている。

（2）木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について

資料NO. 3をご覧いただきたい。会議の公開については、資料NO. 4 「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」に基づき公開となるものである。この公開の規程中には、傍聴に関する規程もあるので、ご参考願いたい。その中でも、本委員会において、個別の事象等で、秘匿性の高い事案について取り扱う場合には、本規程第3条第1項第2号の適用とし、

非公開とする。

続いて、議事録に関してだが、再度資料NO. 3にお戻りいただき説明する。議事録については、開会時に申し上げたとおり録音をさせていただいており、事務局で作成し、議長と議長が会議冒頭で指名した委員1名の署名をいただき完成とする。なお、議事録は委員の発言を逐一記録するものではなく、発言の要点を整理したものとして作成する。また、作成した議事録は木津川市のホームページ上でも公開をさせていただく。

続いて、本委員会の守秘義務についてであるが、資料NO. 3の3に記載のとおりであるので、ご確認をお願いしたい。

事務局からの説明は以上であるが、質問等あればお受けしたい。
→特になし。

6 議事

(1) 議事録署名委員の指名

委員長 輪番制ということで、今回は市川委員にお願いできるか。

市川委員 承知した。

委員長 ただいま承諾をいただいたので、今回の議事録の署名委員は市川委員に決定した。

(2) 第1回木津川市いじめ調査結果について

委員長 事務局より報告をお願いする。

事務局 それでは資料に基づき説明をさせていただくので、資料NO. 9の1ページ目をご覧いただきたい。今年度の第1回いじめアンケートは、令和元年5月24日～6月20日にかけて全小中学校で実施した。その後聞き取り調査も含め、いじめ調査を実施した。5ページをご覧いただきたい。いじめアンケートで、「いやな思いをした」と答えた児童生徒の数であり、上段が小学校の結果である。小学校においては、1, 357人がいやな思いをしたと答えている。そのうちの799人が「今は解消している」と答えた。いじめの発生率は、25.1パーセントであった。資料下段の中学校では、122人がいやな思いをしたと答えている。そのうちの64人が「今は解消している」と答えた。いじめの発生率は、5.2パーセントであった。学年別に見てみると、小学校では低学年がやや多いが、学年により大差はない。中学校でも、上の学年になるほど数は少なくなっている、この傾向は例年通りである。

続いて6ページをご覧いただきたい。いやな思いをした児童生徒が誰かに相談をした割合は、小学校で49パーセント、665人、中学校で63.1パーセント、77人となっている。いじめの相談対象であるが、小学校では家族が最も多く、続いて先生、友人、その他の順になっており、中学校でも家族が最も多く、続いて友人、先生、その他の順となっている。その他とは、小学校では、叔母、祖母、相手や相手の家族とあり、中学校では塾の先生

などという回答があった。

続いて7ページをご覧いただきたい。発生率の経年比較のグラフであるが、上段の小学校では、昨年度の2回目調査と比べ、ほぼ横ばいである。また、昨年の同時期に比べては減少している。中学校では、昨年度の2回目調査と比較すると微増である。また、昨年の同時期に比べては減少している。

続いて8ページをご覧いただきたい。いやな思いの態様について、小中学校ともに「ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言われた」が圧倒的に多く、続いて「遊ぶふりをしてぶつかれたり、たたかれたり、けられたりした」が多くなっている。これについても、例年通りの傾向である。

続いて、9ページ、10ページをご覧いただきたい。これは京都府のいじめ調査で京都府教育委員会に報告した内容である。小学校におけるいじめの認知件数は、1,322件、そのうち3ヶ月以上経過し、解消したものが6件となっている。その他の1,316件が未解消となっている。未解消の件数の内訳は、A「行為が止まず、いやな思いをしている件数」が13件、B「行為は止んでいるが、いやな思いをしている件数」が82件、C「いやな思いはないが、行為が止んでいる期間が3ヶ月に達していない」ものが1,221件である。これら未解消のA、B、Cについては、今後追跡調査を行い、二学期のいじめ調査の際に、当該事案の経過について再び聞き取りを行う予定である。

続いて中学校についてだが、中学校では認知件数が102件、そのうち解消したものが1件、未解消が101件であった。未解消のうち、Aは0件、Bが8件、Cが93件であった。小学校同様、未解消の案件については今後追跡調査を行う予定である。

続いて11ページの上段、認知件数の経年比較のグラフをご覧いただきたい。小学校ではやや減少、中学校では微増であるが、どちらもほぼ横ばい状態であるといえる。同ページ下段のグラフは、先ほど8、9ページで説明した件数をグラフに表したものであるので、確認願いたい。

続いて、12ページのいじめの態様については、市のいじめアンケートの結果と同様となっているため、説明は割愛させていただく。

続いて13ページは、学校ごとのいじめ調査結果である。認知件数の箇所を確認いただくと、学校により発生率や未解消の項目にも差があることが確認できる。特に中学校では、発生率も低くなってしまっており、一つの調査でどこまでいじめの把握につなげられているのかが今後の課題にもなってくる。今後も日常の観察と相談活動、アンケート等により児童相互の関係やいじめの実態把握に努めてまいりたいと考えている。

説明は以上である。

(3) 質疑応答

委員長：ただいまの説明について、質疑応答等がございましたら発言願いたい。

委員：本委員会で協議を行う内容としては、いじめだけにとどまらず、委員会条例中の「生

徒指導上の諸問題」という文言にもあるように虐待なども含まれるのだとは思うが、いじめ調査結果資料2ページ目のともだちアンケートを実施して、虐待などを思わせるような気になる回答はあったか。

事務局：本アンケートは友達同士のいじめについて主に記載するものとはなっているが、いじめの内容について具体的に記述をする項目においては、「先生が人の意見を聞かずに怒った。ひいきした。」という回答があった。このように先生に対しての記述は見られたが、親に対する記述、虐待などの記述についてはこのアンケートでは見られなかった。虐待については、アンケートに書かれるというよりも、保健室の先生に訴えていたり、担任の先生からの問い合わせの結果発覚したりするものの方が多く、その際には関係機関と連携を取るようしている。

委員長 他に質問等あれば発言願いたい。

⇒特になし。

委員長 特にないようなので、これにていじめ調査結果についての報告は終了とさせていただく。

(4) 個別の事案について

—木津川市審議会等の会議公開に関する規程第3条第1項第2号により非公開—

7 その他

本日は委員の皆様より貴重なご意見をたくさんいただき、またご審議をいただき感謝申し上げたい。今後も本委員会でいただいたご意見も参考にしながら、木津川市のいじめ等防止対策について検討し、取組を推進していく。

次回の定例委員会については、第2回いじめ調査結果等の報告を行うため、令和2年2月上旬に市内の中学校にて行う予定である。

なお、緊急に報告や協議、また調査が必要な事象が発生した場合は、臨時で委員会を開催することもあるので、ご了承いただきたい。

8 閉会